

局・次長

TEL.03-3581-2202

事務局長と事務局次長は、資格審査、懲戒、市民窓口、非弁提携問題など会員の権利義務に直接関わるような事務を担当しています。そのほかに、事務局全体や職員個々の問題、人事管理の事務を行っています。事務局や職員に関するご要望などお寄せいただければ幸いです。

また、「非弁提携」の問題については、夏期合同研究や倫理研修などで随時報告されているところですが、最近では、善意で巻き込まれる会員が少なくありません。善意でありながら、預り金の欠損一数千万円から億単位—をご自身の責任で弁済しなければならない、という状況になります。自殺、破産、自宅を処分して弁済など極めて深刻な結末が過去の事例です。おかしいと思ったら、理事者に一知り合いの職員を通じてでも結構ですので—是非ご一報をお願いいたします。

さらに、私どもが担当している制度の中から、会員にご利用いただける「会員サポート窓口」をご紹介します。

▼ 会員サポート窓口

会員の職務又は業務に関して生じたさまざまな問題に対して、相談を通して会員をサポートする制度です。相談員は弁護士として経験が豊富な会員が担当し、相談員には守秘義務が課せられています。相談は無料です。

＜相談できる問題＞

会員サポート窓口で相談できるのは次のような事項です。

- ①事務所の開設、閉鎖に関する相談
- ②病気等による休業や会費免除に関する相談
- ③利益相反、弁護士法25条関係等による事件の

受任・辞任に関する相談

④事務所経営に伴う問題に関する相談

⑤会務活動等に関する相談

＜相談できない問題＞

次の事項・事案は、規則上相談に応じないことができるとされています。

①個別の事件処理に関する事項

②懲戒の手續に付された事案

③資格審査会、非弁提携弁護士対策本部、非弁取締委員会、紛議調停委員会に係属中の事案

④上記②③の手續に移行することが明らかな事案

⑤本制度の目的に沿わない事項

＜申出方法＞

青木事務局次長宛に文書でお申し出下さい（FAX可。氏名、登録番号、相談したい事項の要旨等を記載。TEL.03-3581-2202 FAX.03-3581-0865）。

なお、相談の申出ができるのは原則として当会会員ですが、止むを得ない理由がある場合には、会員の親族などが会員に代わって相談の申出をすることもできます。

＜相談方法等＞

申出のあった相談案件1件ごとに委員（相談員）1名ないし2名で担当し、電話もしくは面談で対応します。委員（相談員）は、現在は15期から41期までの15名の会員が担当しています。

相談内容の秘密は厳守され、綱紀委員会や紛議調停委員会等へ連絡されることはありません。

なお、このサポート窓口は、あくまでも会のサービスとしての助言であり、助言内容は相談員個人の参考意見であることをご承知おきのうえご利用下さい。

※職員人事異動の関係で、ご紹介できなかった2名を掲載します。